別記

職員宿舎の退去時における原状回復費の算出方法

（基礎額＋退去時の月額宿舎料×１／２）×入居年数×調整率×経過調整率

注１ 　　　　 注２ 注３ 注４

注１ ①世帯用宿舎（家族同居）　　　１０，０００円

②世帯用宿舎（単身入居） ７，０００円

③単身・独身用宿舎 　　　　５，０００円

注２ ①入居２５年超は「２５年」とするが，当分の間，職員については上限を２０年とする。ただし，入居年数の算出において６ケ月未満は切り捨てる。

注３ ①職員であった期間については「１．０」とする。

②職員以外の者であった期間については「１．３」とする。

　注４ ①適用日～平成１９年３月３１日退去者は「０．７」とする。

②平成１９年４月１日～平成２１年３月３１日退去者は「０．８」とする。

③平成２１年４月１日～平成２３年３月３１日退去者は「０．９」とする。

④平成２３年４月１日以降の退去者からは「１．０」とする。